

# 引っ越しなどで暮らしが変わったら各種届け出を



3月と4月は引っ越しをする人が多くなる季節です。住民異動や保険の手続きを忘れずにしましょう。「マイナンバーカード」にも最新の住所を記載する必要があります。忘れずにお持ちください(数字4ケタの暗証番号が必要)。同一世帯以外の人は、当日の処理はできません。

住民異動手続き 場 市民課、各支所		
こんなとき	必要なもの(代理人の場合は委任状が必要)	問い合わせ先
他の市町村から転入したとき(転入届)	転出証明書(前に住んでいた市町村で発行) 本人確認書類 マイナンバーカード	市民課 (☎0848-38-9102)
他の市町村へ転出するとき(転出届) ※マイナンバーカードからオンライン届出も可能。 詳しくはデジタル庁HPをご覧ください。	本人確認書類 マイナンバーカード(転居のみ) 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 介護保険証 } お持ちの人	
市内で住所が変わったとき(転居届)		
世帯主や世帯の構成が変わったとき(世帯主変更届、世帯分離届等)	本人確認書類 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 } お持ちの人	

## 日曜にも転入・転出などの手続きができます

- ☎ 3月31日(日)、4月7日(日) 8:30~17:15
- ☎ 市民課、因島総合支所市民生活課
- ☎ ○住民変更の届(転入・転出・転居など)
  - 印鑑登録、証明書の発行(住民票・印鑑証明書・戸籍証明書・身分証明書など)
  - 戸籍届出(婚姻や出生など)※後日審査の場合あり。
  - パスポートの受け取り ※申請不可。
  - マイナンバーカードの受け取り、電子証明書の発行・更新
- ※カードは各支所で保管しています。移送が必要です。受け取り希望日直前の水曜17:00までに市民課へご連絡ください。

受け取り希望日	連絡期限
3月31日(日)	3月27日(水) 17:00まで
4月7日(日)	4月3日(水) 17:00まで

- 所得に関する証明書の発行
- ※納税や資産に関する証明は除く。事前に担当課(収納課☎0848-38-9172、因島瀬戸田市民税係☎0845-26-6227)へご確認ください。
- ※一部取り扱いができないものもありますので、不明な点は事前にお問い合わせください。
- ※住所変更にとまなう年金・国保等の手続きは、後日担当課で行ってください。

- ☎ 市民課 (☎0848-38-9102)
- 因島総合支所市民生活課 (☎0845-26-6208)

HPやスマホで市役所本庁窓口の混雑状況が確認できます。▶

## 多量の引っ越しごみはごみステーションに出せません

分別して直接施設へ持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼してください。

- 転入や転居した人へ  
市内でも地域によって収集日や分別が異なります。ごみ分別ガイドブック等でご確認ください。
- マンション・アパートなどを管理する人へ  
収集日とごみ分別のルールを入居者に周知してください。収集日の日程表等をお渡ししますので、ご連絡ください。
- ☎【尾道・御調・向島地区】  
尾道市クリーンセンター (☎0848-48-2900)  
清掃事務所 [収集]・衛生施設センター [持込]  
【因島地区(原・洲江含む)】  
南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)  
【瀬戸田地区】南部清掃事務所瀬戸田分所  
(☎0845-27-0454)

## 土曜に水道の使用開始・使用中止の電話受付を行います

- ☎ 3月23日(土)・30日(土) 8:30~17:15
- ☎ 上下水道局お客様料金センター (☎0848-37-9300)

# 均等割のみ課税世帯対象 物価高騰重点支援臨時給付金を支給します

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」にもとづき、住民税均等割のみ課税世帯の世帯主および、その世帯にいる18才以下の子どもに対し、物価高騰重点支援臨時給付金を支給します。

給付金額 1世帯あたり10万円  
(子ども1人あたり5万円を加算)

支給方法 世帯主義の口座へ振込

- ☎ 1. 令和5年12月1日時点(基準日)で尾道市に住民票があり、世帯全員が、令和5年度の住民税所得割が課税されておらず、少なくとも1人は住民税均等割が課税されている世帯【国基準】  
※世帯員全員が、住民税が課税されている人の扶養親族の世帯は除きます。
- 2. 基準日時点で尾道市に住民票があり、世帯員が令和5年度の住民税「均等割のみ課税者」または「非課税者」で構成され、世帯の全員が令和5年度の住民税「均等割のみ課税者」に扶養されている世帯【市独自】  
(上記1.2の世帯に属する18才以下の子どもが加算の対象です。)

### 申請方法

1. の対象世帯について
  - ① 令和5年5月1日または令和5年6月1日時点の世帯状況と変わりがなく、尾道市で給付金の支給口座および支給要件等を把握できている世帯で、本給付金の「支給のお知らせ」が届いた世帯  
▶ 2月27日に振り込み済みです。  
(2月6日付で「支給のお知らせ」を送っています。)
  - ② ①以外の世帯  
▶ 2月16日以降に、対象と思われる世帯の世帯主へ、確認書を送付しました。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。
2. の対象世帯について
  - ① 令和5年5月1日または令和5年6月1日時点の世帯状況と変わりがなく、尾道市で給付金の支給口座および支給要件等を把握できている世帯で、本給付金の「支給のお知らせ」が届いた世帯  
▶ 2月下旬に「支給のお知らせ」を送っています。
  - ② ①以外の世帯  
▶ 2月下旬に対象と思われる世帯の世帯主へ、確認書を送付しました。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

申請期限 (②の世帯のみ) 4月26日(金)【消印有効】

送付先 〒722-8501 久保一丁目15-1 尾道市臨時給付金担当

☎ 尾道市 給付金コールセンター

(☎050-3311-1436/8:30~17:15 ※土・日・祝日を除く)  
子ども加算に関すること 子育て支援課 (☎0848-38-9205)

# 健康・福祉

## 新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ



☎ 健康推進課 (☎0848-24-1961)

▲市HP

## 無料接種(臨時接種)は3月末で終了します

1・2回目(生後6カ月~4歳までの乳幼児は1~3回目)の接種を受けていない人や、令和5年9月20日(水)以降に一度も追加接種を受けていない人のうち、接種を希望する人は、3月末まで費用の自己負担なく接種を受けることができます。希望する人は、医療機関で接種の予約を早めにご検討ください。

## 4月以降の接種について

令和6年度以降は、秋から冬にかけて以下の対象者に定期接種(一部公費負担あり)が実施されます。接種を定期接種の期間外に受ける場合や、対象でない人が受ける場合は、任意接種(全額自己負担)となります。

- ☎ ① 65歳以上の人
- ② 60~64歳の人のうち、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される人や、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な人(医師の診断書が必要)

## 接種後の副反応や健康被害について

ワクチンの接種後には副反応として様々な症状が現れることがあります。基本的には数日以内に回復していきますが、手足の力が入りにくかったりしびれたりする場合等、症状が重い場合は、医療機関を受診してください。副反応に関する専門的な相談は、広島県新型コロナワクチン相談センター(☎082-513-2847、8:30~17:30)にお問い合わせください。

予防接種(定期接種・臨時接種)によって健康被害を生じ、医療機関で治療が必要になったり、障害が残ったりした場合には、予防接種法に基づく救済が受けられます。詳しくは市HPをご覧ください。

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。☎日時・期間 ☎場所 ☎対象 ☎内容 ☎定員 ☎料金 ☎料率 ☎持ち物 ☎備考 ☎お問い合わせ先 ☎電話 ☎FAX ☎電子メール ☎ホームページ